

特定非営利活動法人クシうれし協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人クシうれし協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、ネパール及び日本に暮らす人々に対して、国際協力・災害救援・文化交流・教育支援・地域活性化に関する事業を行い、多文化共生社会の実現と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 災害救援活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業

- ① ネパールと日本の相互理解および文化交流を図ることを目的とした、文化・芸術・学術・スポーツ等を通じた交流イベント、教育・研修プログラム、啓発活動等の企画・運営事業
- ② ネパールおよび日本において、食事提供、居場所づくり、教育支援、災害救援、医療支援等を通じ、地域活性化およびコミュニティ形成を支援する社会貢献事業
- ③ ネパールの文化および特産品等の資源を活用した飲食店・物販店の運営、並びに商品の企画・製造・販売、関連イベントの実施、人材育成、情報発信等を含む、これらに関連するビジネスの創出事業
- ④ 前各号に附帯又は関連する一切の事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会の決議を経て、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上8人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、又、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は

現任者の任期の残存期間とする。

- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任

者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければな

らない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。なお、理事会により議決された事項は、その後の総会において報告するものとする。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

い。なお、理事会により議決された事項は、その後の総会において報告するものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3

以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 GAUDEL TULASI RAM

副理事長 阿部未奈子

理事 ADHIKARI BIKASH

理事 寺田 知史

理事 小竹 郁子

監事 中村 一仁

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027年7月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設

立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2027年4月30日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 3,000円 正会員会費 年額30,000円

(2) 賛助会員入会金 1,000円 賛助会員会費 年額6,000円

役員名簿

特定非営利活動法人 クシうれし協会

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	ごうでる とうらし らむ GAUDEL TULASI RAM		無
副理事長	あべ みなこ 阿部 未奈子		無
理事	あでいかり びかしゆ ADHIKARI BIKASH		無
理事	てらだ ともふみ 寺田 知史		無
理事	こたけ いくこ 小竹 郁子		無
監事	なかむら かずひと 中村 一仁		無

設 立 趣 旨 書

特定非営利活動法人クシうれし協会
設立代表者 GAUDEL TULASI RAM

1 趣 旨

2015年4月、ネパールで大地震が発生し、数多くの人命が失われ、家屋や学校が倒壊するなど甚大な被害が生じました。大阪市阿倍野区でネパール雑貨レストラン「わのわカフェ」を営むネパール人と日本人の夫婦は、この悲劇を目の当たりにし、募金活動や支援物資の調達に取り組む中で、日本国内に暮らすネパール人と日本人が互いに助け合い、長期的に支え合う仕組みの必要性を痛感しました。

日本には2024年現在約18万人のネパール人が暮らしており、日本社会においてネパール人と日本人が協力し、多文化共生の社会を実現することは必須課題となっています。

Khushi（クシ）とはネパール語で「うれしい・幸せ」という意味です。

Khushi-Ureshiという名前には、一方向・一時的な支援だけではなく、支援をきっかけとした長期的で生産的な相互交流を目指す思いが込められています。

異なる文化背景を持つ者同士が互いの知識や技術を分かち合い、災害支援や教育支援に加えて、文化交流や新たなビジネス創出などを通じて、Khushi-Ureshi-Happy-Happyな関係性で共に幸せになれる社会を築きたいとの思いから、本協会を設立しました。

そして今後は、活動の継続性と社会的信用性を確保し、行政や他団体との連携、助成金の活用、寄附金を原資とした支援事業等を安定的に推進するために、明確な組織体制と透明性を備えた法人格が不可欠であると判断し、特定非営利活動法人として設立することとしました。

本協会は、ネパール人および日本に暮らす人々に対して、国際協力・災害救援・文化交流・教育支援・地域活性化に関する事業を行い、多文化共生社会の実現と地域社会の発展に寄与することを目的とします。この目的を達成するため、以下の活動に取り組みます。

- ・ネパールにおける災害発生時の支援、寄附金・支援物資の調達および被災地での復興支援
- ・日本における災害発生時の支援、寄附金・支援物資の調達および被災地での復興支援
- ・ネパール人の子どもと日本人の子どもによる文通や交流イベントを通じた多文化教育
- ・日本人を対象としたネパール文化講座やネパール語講座の開催、民族音楽・ダンス・映画等の文化紹介

- ・ 孤児院支援や教育支援、シンギングボウル演奏や映画上映会などを通じたチャリティ活動
- ・ ネパールと日本の資源を活用した商品の企画・開発・販売およびビジネス支援

これらの活動を通じて、ネパールと日本の架け橋として相互理解を深め、両国の人々が「クシ＝うれしい＝ハッピー」な関係を築くことを目指します。

2 申請に至るまでの経過

2011年 阿部未奈子がネパール・カトマンズの孤児院支援チャリティコンサートに出演し、ネパール支援に関わり始める。

2012年 阿倍野区でネパール雑貨カフェ「わのわカフェ」を開店し、日本人とネパール人が交流できる場を提供。

2014年 ネパール人の GAUDEL TULASI RAM が来日し、阿部と結婚。文化交流と支援活動の基盤を強化。

2015年4月 ネパール大地震をきっかけに「クシうれし協会」を設立し、震災支援募金を集めて現地に寄付するなど、本格的な支援活動を開始。

2015～2024年 ネパールをテーマとしたイベントやチャリティコンサート、映画上映会、文通プロジェクト、スタディツアー、教育支援、シンギングボウル演奏会など、多岐にわたる活動を継続。

2025年 関西初のネパールフェスティバルへの出展や国内外でのワークショップ開催など活動の幅が広がり、組織として持続的に事業を推進するため、特定非営利活動法人への移行を決意しました。

3 組織運営について

本協会は特定非営利活動法人として設立し、理事会・監事を置き、会員の皆様の参加と協力の下で透明性の高い運営を行います。事業収益はすべて目的達成のために使い、支援の輪をさらに広げていきます。国籍や年齢、性別を問わず、多文化共生社会の実現に向けて共に行動したい方々のご参加を心よりお待ちしております。

4 結びに

クシうれし協会は、ネパールの言葉「Khushi（うれしい）」と日本語の「うれし」を合わせた名前に、互いの文化を尊重し、長期的に生産的な相互支援を続けていくという願いを込めています。私たちの活動が多くの方々に支えられ、ネパールと日本双方の人々の幸せにつながることを願い、ここに特定非営利活動法人としての設立を宣言いたします。

令和8年2月15日

クシうれし協会 発起人代表 GAUDEL TULASI RAM

特定非営利活動法人 クシうれし協会(設立予定)

令和 8 年度 事業計画書

(事業年度:法人成立の日から令和 9 年 4 月 30 日まで)

1. ネパールと日本の相互理解および文化交流を図ることを目的とした、文化・芸術・学術・スポーツ等を通じた交流イベント、教育・研修プログラム、啓発活動等の企画・運営事業

(1)ネパール人留学生向け交通ルールセミナー

【内容】

大阪府警察の協力を得て、ネパール人留学生を対象に、日本における交通ルール、特に自転車利用時の注意点についてのセミナーを開催する。

併せて、参加者に対し、現在の生活上の困りごとや今後必要とする支援内容についてアンケート調査を実施し、今後の支援事業の企画及び改善に活用する。

【場所】

わのわスタジオ、わのわカフェ

【日時】

令和 8 年 5 月 24 日(日)

【対象者】

ネパール人留学生 約 30 名(スタッフ 5 名)

【収益】 なし

【費用】 49,600 円

(地代家賃)スタジオ使用料 9,000 円

(消耗品費)参加者昼食代 1,100 円×30 名=33,000 円

(消耗品費)スタッフ昼食代 1,100 円×5 名=5,500 円

(消耗品費)飲料代(ペットボトル水) 60 円×35 名=2,100 円

(2)ネパールスタディツアー

【内容】

日本人を対象に、ネパールの文化・歴史・社会を学ぶスタディツアーを実施する。

現地では、子どもたちに音楽を無償で教えるミュージックハウスを訪問し、募金や楽器等を寄付するほか、シンギングボウルの制作現場を見学する。

また、寺院や孤児院を訪問し、現地の社会状況への理解を深めるとともに、参加者自身がネパール文化を体験する機会としてシンギングボウルクラスを受講する。

【場所】

ネパール(カトマンズ周辺ほか)

【日時】

令和8年10月25日(土)から令和8年10月31日(金)まで

【対象者】

日本人参加者 約10名

【収益】 3,500,000円

(事業収益) 参加料 350,000円×10名=3,500,000円

【費用】 3,100,000円

(旅費交通費)航空費 150,000円×10名=1,500,000円

(旅費交通費)宿泊費 11,000円×5泊×10名=550,000円

(消耗品費)食費 15,000円×10名=150,000円

(旅費交通費)現地移動費 150,000円

(諸謝金)現地手配料 150,000円

(諸謝金)シンギングボウルクラス費 50,000円×10名=500,000円

(支払寄附金)寄附金・楽器代等 100,000円

(3)ネパールまつり(2日間)

【内容】

天王寺公園エントランスエリア「てんしば」において、チャリティコンサート、映画上映、シンギングボウル演奏を実施するとともに、ネパール文化体験ブースを設ける。

また、ネパール関連飲食ブースの物販ブースの出店により、ネパール文化への理解促進と地域交流の活性化を図る。

「てんしば」を借りることができなかった場合は、阿倍野市民学習センター(講堂・アトリエ・第一会議室)

や、わのわカフェ、わのわスタジオで実施する。

【場所】

天王寺公園エントランスエリア「てんしば」

【日時】

令和8年9月19日(土)・20日(日)

【対象者】

一般市民、ネパール人コミュニティ等

【収益】 1,100,000 円

(事業収益)出店料 500,000 円(1店舗につき50,000 円×10 店舗)

(事業収益)入場料 200,000 円

(事業収益)体験料 200,000 円

(事業収益)物販(売上) 200,000 円

【費用】 550,000 円

(地代家賃)てんしば使用料 300,000 円

(諸謝金)出演者謝礼 100,000 円

(印刷製本費)広報等 50,000 円

(消耗品費)材料費 70,000 円

(雑費)雑費 30,000 円

(4)妊婦向けシンギングボウル演奏会(年2回)

【内容】

妊婦を対象に、心身のリラックス及び健康維持を目的としたシンギングボウル演奏会を開催する。

参加費を無料とすることで、経済的事情に左右されず参加できる機会を提供し、妊娠期の不安軽減や孤立防止を図る。

【場所】

わのわスタジオ

【日時】

令和8年6月、12月(年2回)

【対象者】

妊婦 各回12名

【収益】 なし

参加料無料

【費用】 9,000円

(地代家賃)スタジオ使用料 9,000円

(5)ネパール盆踊り大会

【内容】

日本初ネパール舞踏家・行動師範・天台宗僧侶である岡本真宥氏を講師に迎え、ネパール舞踊文化の解説を行った後、参加者全員で輪になってネパールの伝統的な踊りを体験する。

併せて、ネパールクイズやミニ縁日を実施し、世代や国籍を越えた交流を促進する。

【場所】

いくのコーライズパーク(多目的室、芝生グラウンド)

【日時】

令和8年8月9日(日)14時～17時

【対象者】

日本人・ネパール人 計70名(定員)

【収益】 46,000円

(事業収益) 大人(参加料):1,000円 × 40名 = 40,000円

(事業収益) 小学生以下:300円 × 20名 = 6,000円

乳幼児:無料

【費用】 107,260円

(地代家賃)多目的室使用料(6時間)17,160円

(消耗品費)プロジェクター・スクリーン・マイク使用料 1,100円

(地代家賃)芝生グラウンド使用料(4 時間)44,000 円

(諸謝金)講師謝礼・運営費等 45,000 円

2. ネパールおよび日本において、食事提供、居場所づくり、教育支援、災害救援、医療支援等を通じ、地域活性化およびコミュニティ形成を支援する社会貢献事業

(1)日本人とネパール人の子どもの交流事業

【内容】

日本人の子どもとネパール人の子どもが共同で体験活動を行うことにより、相互理解を深め、子どもの健全育成を図る。

天王寺動物園での見学を通じて自然や動物への理解を深めた後、てんしば「noborun!」にてインドアクライミング体験を実施し、挑戦や協力を通じた学びの機会とする。また、本交流事業での出会いをきっかけに、子ども同士の文通(もしくはLINEなどの連絡先交換)を勧めて、その後の交流を促す。

【場所】

天王寺動物園、てんしば「noborun!」

【日時】

令和 8 年 5 月 6 日(水曜日・祝日)

【対象者】

子ども 10 名、保護者等 10 名(計 20 名)

【収益】 なし

【費用】 78,000 円

(諸会費)入園料 7,000 円

大人@500 円×10 名=5000 円 こども@200 円×10 名=2,000 円

(消耗品費)昼食代 1,100 円×20 名=22,000 円

(諸会費)クライミング体験料 2,200 円×20 名=44,000 円

(保険料) 保険料 5,000 円

※交通費は参加者各自負担。

(2)八尾市夜間中学校発表会への協力

【内容】

夜間中学校に通うネパール人生徒の発表会について、準備及び当日の運営補助等の支援を行う。

【場所】

八尾市夜間中学校

【日時】

令和 8 年度中(学校日程に合わせ実施)

【対象者】

夜間中学校生徒、教職員等

【収益】 なし

【費用】 2,940 円

(旅費交通費) 電車 往復 980 円×3名=2,940 円

(3)大きょうぎ(モモ)大会

【内容】

ネパールの家庭料理「モモ(ぎょうぎ)」をネパール人母子と日本人親子と一緒に調理し、食文化を通じた交流を行う。

子どもは参加費・材料費を無料とし、大人のみ参加費を徴収することで、参加しやすい環境を整える。

【場所】

わのわカフェ

【日時】

令和 9 年 1 月 24 日(土)

【対象者】

約 30 名

【収益】 35,000 円

(事業収益)日本人の大人 30,000 円(2,000 円×15 名=30,000 円)

(事業収益)ネパール人の大人 5,000 円(1,000 円×5 名=5,000 円)

子ども 無料

【費用】 40,000 円

(消耗品費)材料費 30,000 円

(地代家賃)会場費 5,000 円

(雑費)雑費 5,000 円

(4)こども食堂事業

【内容】

地域の子どもを対象に、栄養バランスの取れた温かい食事を低額で提供する「こども食堂」を定期的開催する。

家庭の経済状況にかかわらず安心して食事ができる場を提供するとともに、子ども同士や地域住民との交流を促進し、孤食の防止および居場所づくりを目的とする。

【場所】

わのわカフェ、地域の集会所等 ※会場は状況に応じて調整する。

【日時】

令和 8 年 5 月から開始

毎月第 3 木曜日 16 時 00 分～18 時 00 分

【対象者】

地域の子ども 約 10 名/12回

【提供内容・参加費】

・1 人あたり提供食事相当額:800 円

・参加費:300 円

・差額 500 円は協会負担とする

【収益】 36,000 円

(事業収益)参加費 300 円 × 10 名 × 12 回 = 36,000 円

【費用】 96,000 円

(消耗品費)食事代 800 円 × 10 名 × 12 回 = 96,000 円

(5)ネパール被災地・貧困地域への物資支援

【内容】

衣類、文具、日用品等の支援物資を収集し、現地団体等と連携してネパールの被災地又は貧困地域へ届ける。

【場所】

大阪市内(収集・仕分)及びネパール

【日時】

令和8年9月(年1回)

【対象者】

ネパール国内の被災者、貧困家庭の子ども

【収益】 なし

【費用】 55,000 円

(旅費交通費)輸送費 50,000 円

(消耗品費)備品 5,000 円

3. ネパールの文化および特産品等の資源を活用した飲食店・物販店の運営、並びに商品の企画・製造・販売、関連イベントの実施、人材育成、情報発信等を含む、これらに関連するビジネスの創出事業

(1)ワン・ワールド・フェスティバル出店

【内容】

国際交流イベントに出店し、ネパール雑貨及びシンギングボウル等を販売する。

得られた収益の一部を寄付金として公益目的事業に充当する。

【場所・日時】

大阪市内会場／令和8年度中(主催者日程に準拠)

【対象者】

一般来場者

【収益】 150,000 円

(事業収益)販売利益 150,000 円

【費用】 140,000 円

(地代家賃)出店料 10,000 円

(売上原価)仕入 100,000 円

(消耗品費)機材レンタル料 30,000 円

(2)ネパールフェスティバル関西 2026 出店

【内容】

ネパール文化フェスティバルに出店し、ネパール雑貨及びシンギングボウルを販売する。

収益の一部を寄付金として公益目的事業に充当する。

【場所・日時】

関西圏会場／令和 8 年 10 月(2 日間)

【対象者】

一般来場者、ネパールコミュニティ

【収益】 225,000 円

(事業収益)販売利益 225,000 円

【費用】 300,000 円

(地代家賃) 出店料(2 日間)120,000 円

(売上原価)仕入費 150,000 円

(消耗品費)機材レンタル料 30,000 円

特定非営利活動法人 クシうれし協会(設立予定)

令和9年度 事業計画書

(事業年度:令和9年5月1日から令和10年4月30日まで)

1. ネパールと日本の相互理解および文化交流を図ることを目的とした、文化・芸術・学術・スポーツ等を通じた交流イベント、教育・研修プログラム、啓発活動等の企画・運営事業

(1)ネパール人留学生向け交通ルールセミナー

【内容】

大阪府警察の協力を得て、ネパール人留学生を対象に、日本における交通ルール、特に自転車利用時の注意点についてのセミナーを開催する。

併せて、参加者に対し、現在の生活上の困りごとや今後必要とする支援内容についてアンケート調査を実施し、今後の支援事業の企画及び改善に活用する。

【場所】

わのわスタジオ、わのわカフェ

【日時】

令和9年5月23日(日)

【対象者】

ネパール人留学生 約30名(スタッフ5名)

【収益】 なし

【費用】 49,600円

(地代家賃)スタジオ使用料 9,000円

(消耗品費)参加者昼食代 1,100円×30名=33,000円

(消耗品費)スタッフ昼食代 1,100円×5名=5,500円

(消耗品費)飲料代(ペットボトル水) 60円×35名=2,100円

(2)ネパールスタディツアー

【内容】

日本人を対象に、ネパールの文化・歴史・社会を学ぶスタディツアーを実施する。

現地では、子どもたちに音楽を無償で教えるミュージックハウスを訪問し、募金や楽器等を寄付するほか、シンギングボウルの制作現場を見学する。

また、寺院や孤児院を訪問し、現地の社会状況への理解を深めるとともに、参加者自身がネパール文化を体験する機会としてシンギングボウルクラスを受講する。

【場所】

ネパール(カトマンズ周辺ほか)

【日時】

令和9年10月23日(土)から令和9年10月29日(金)まで

【対象者】

日本人参加者 約10名

【収益】 3,500,000円

(事業収益) 参加料 350,000円×10名=3,500,000円

【費用】 3,100,000円

(旅費交通費)航空費 150,000円×10名=1,500,000円

(旅費交通費)宿泊費 11,000円×5泊×10名=550,000円

(消耗品費)食費 15,000円×10名=150,000円

(旅費交通費)現地移動費 150,000円

(諸謝金)現地手配料 150,000円

(諸謝金)シンギングボウルクラス費 50,000円×10名=500,000円

(支払寄附金)寄附金・楽器代等 100,000円

(3)ネパールまつり(2日間)

【内容】

天王寺公園エントランスエリア「てんしば」において、チャリティコンサート、映画上映、シンギングボウル演奏を実施するとともに、ネパール文化体験ブースを設ける。

また、ネパール関連飲食ブースの物販ブースの出店により、ネパール文化への理解促進と地域交流の活性化を図る。

「てんしば」を借りることができなかった場合は、阿倍野市民学習センター(講堂・アトリエ・第一会議室)や、わのわカフェ、わのわスタジオで実施する。

【場所】

天王寺公園エントランスエリア「てんしば」

【日時】

令和9年9月18日(土)・19日(日)

【対象者】

一般市民、ネパール人コミュニティ等

【収益】 1,100,000 円

(事業収益)出店料 500,000 円(1店舗につき50,000 円×10 店舗)

(事業収益)入場料 200,000 円

(事業収益)体験料 200,000 円

(事業収益)物販(売上) 200,000 円

【費用】 550,000 円

(地代家賃)てんしば使用料 300,000 円

(諸謝金)出演者謝礼 100,000 円

(印刷製本費)広報等 50,000 円

(消耗品費)材料費 70,000 円

(雑費)雑費 30,000 円

(4)妊婦向けシンギングボウル演奏会(年2回)

【内容】

妊婦を対象に、心身のリラックス及び健康維持を目的としたシンギングボウル演奏会を開催する。

参加費を無料とすることで、経済的事情に左右されず参加できる機会を提供し、妊娠期の不安軽減や孤立防止を図る。

【場所】

わのわスタジオ

【日時】

令和9年6月、12月(年2回)

【対象者】

妊婦 各回12名

【収益】 なし

参加料無料

【費用】 9,000円

(地代家賃)スタジオ使用料 9,000円

(5)ネパール盆踊り大会

【内容】

日本初ネパール舞踏家・行動師範・天台宗僧侶である岡本真宥氏を講師に迎え、ネパール舞踊文化の解説を行った後、参加者全員で輪になってネパールの伝統的な踊りを体験する。

併せて、ネパールクイズやミニ縁日を実施し、世代や国籍を越えた交流を促進する。

【場所】

いくのコーライズパーク(多目的室、芝生グラウンド)

【日時】

令和9年8月8日(日)14時~17時

【対象者】

日本人・ネパール人 計 70 名(定員)

【収益】 46,000 円

(事業収益) 大人(参加料):1,000 円 × 40 名 = 40,000 円

(事業収益) 小学生以下:300 円 × 20 名 = 6,000 円

乳幼児:無料

【費用】 107,260 円

(地代家賃)多目的室使用料(6 時間)17,160 円

(消耗品費)プロジェクター・スクリーン・マイク使用料 1,100 円

(地代家賃)芝生グラウンド使用料(4 時間)44,000 円

(諸謝金)講師謝礼・運営費等 45,000 円

2. ネパールおよび日本において、食事提供、居場所づくり、教育支援、災害救援、医療支援等を通じ、地域活性化およびコミュニティ形成を支援する社会貢献事業

(1)日本人とネパール人の子どもの交流事業

【内容】

日本人の子どもとネパール人の子どもが共同で体験活動を行うことにより、相互理解を深め、子どもの健全育成を図る。

天王寺動物園での見学を通じて自然や動物への理解を深めた後、てんしば「noborun!」にてインドアクライミング体験を実施し、挑戦や協力を通じた学びの機会とする。また、本交流事業での出会いをきっかけに、子ども同士の文通(もしくはLINEなどの連絡先交換)を勧めて、その後の交流を促す。

【場所】

天王寺動物園、てんしば「noborun!」

【日時】

令和9年 5 月5日(水曜日・祝日)

【対象者】

子ども 10 名、保護者等 10 名(計 20 名)

【収益】 なし

【費用】 78,000 円

(諸会費)入園料 7,000 円

大人@500 円×10 名=5000 円 こども@200 円×10 名=2,000 円

(消耗品費)昼食代 1,100 円×20 名=22,000 円

(諸会費)クライミング体験料 2,200 円×20 名=44,000 円

(保険料) 保険料 5,000 円

※交通費は参加者各自負担。

(2)八尾市夜間中学校発表会への協力

【内容】

夜間中学校に通うネパール人生徒の発表会について、準備及び当日の運営補助等の支援を行う。

【場所】

八尾市夜間中学校

【日時】

令和9年度中(学校日程に合わせ実施)

【対象者】

夜間中学校生徒、教職員等

【収益】 なし

【費用】 2,940 円

(旅費交通費) 電車 往復 980 円×3名=2,940 円

(3)大きょうぎ(モモ)大会

【内容】

ネパールの家庭料理「モモ(ぎょうぎ)」をネパール人母子と日本人親子と一緒に調理し、食文化を通じた

交流を行う。

子どもは参加費・材料費を無料とし、大人のみ参加費を徴収することで、参加しやすい環境を整える。

【場所】

わのわカフェ

【日時】

令和10年1月22日(土)

【対象者】

約30名

【収益】35,000円

(事業収益)日本人の大人 30,000円(2,000円×15名=30,000円)

(事業収益)ネパール人の大人 5,000円(1,000円×5名=5,000円)

子ども 無料

【費用】40,000円

(消耗品費)材料費 30,000円

(地代家賃)会場費 5,000円

(雑費)雑費 5,000円

(4)こども食堂事業

【内容】

地域の子どもの対象に、栄養バランスの取れた温かい食事を低額で提供する「こども食堂」を定期的開催する。

家庭の経済状況にかかわらず安心して食事ができる場を提供するとともに、子ども同士や地域住民との交流を促進し、孤食の防止および居場所づくりを目的とする。

【場所】

わのわカフェ、地域の集会所等 ※会場は状況に応じて調整する。

【日時】

毎月第3木曜日 16時00分～18時00分

【対象者】

地域の子ども 約10名/12回

【提供内容・参加費】

・1人あたり提供食事相当額:800円

・参加費:300円

・差額500円は協会負担とする

【収益】 36,000円

(事業収益)参加費 300円 × 10名 × 12回 = 36,000円

【費用】 96,000円

(消耗品費)食事代 800円 × 10名 × 12回 = 96,000円

(5)ネパール被災地・貧困地域への物資支援

【内容】

衣類、文具、日用品等の支援物資を収集し、現地団体等と連携してネパールの被災地又は貧困地域へ届ける。

【場所】

大阪市内(収集・仕分)及びネパール

【日時】

令和9年9月(年1回)

【対象者】

ネパール国内の被災者、貧困家庭の子ども

【収益】 なし

【費用】 55,000円

(旅費交通費)輸送費 50,000円

(消耗品費)備品 5,000 円

3. ネパールの文化および特産品等の資源を活用した飲食店・物販店の運営、並びに商品の企画・製造・販売、関連イベントの実施、人材育成、情報発信等を含む、これらに関連するビジネスの創出事業

(1)ワン・ワールド・フェスティバル出店

【内容】

国際交流イベントに出店し、ネパール雑貨及びシンギングボウル等を販売する。

得られた収益の一部を寄付金として公益目的事業に充当する。

【場所・日時】

大阪市内会場／令和9年度中(主催者日程に準拠)

【対象者】

一般来場者

【収益】 150,000 円

(事業収益)販売利益 150,000 円

【費用】 140,000 円

(地代家賃)出店料 10,000 円

(売上原価)仕入 100,000 円

(消耗品費)機材レンタル料 30,000 円

(2)ネパールフェスティバル関西 2027 出店

【内容】

ネパール文化フェスティバルに出店し、ネパール雑貨及びシンギングボウルを販売する。

収益の一部を寄付金として公益目的事業に充当する。

【場所・日時】

関西圏会場／令和9年10月(2日間)

【対象者】

一般来場者、ネパールコミュニティ

【収益】 225,000 円

(事業収益)販売利益 225,000 円

【費用】 300,000 円

(地代家賃) 出店料(2日間)120,000 円

(売上原価)仕入費 150,000 円

(消耗品費)機材レンタル料 30,000 円

初年度活動予算書

特定非営利活動法人クシうれし協会

成立の日から令和9年4月30日まで

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	660,000		
賛助会員受取会費	210,000	870,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	100,000	100,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			0
4. 事業収益			
1. 日本・ネパール交流推進事業	4,646,000		
2. 地域社会貢献事業	71,000		
3. ネパール資源活用事業	375,000	5,092,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			0
経常収益計			6,062,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
売上原価	250,000		
諸謝金	795,000		
印刷製本費	50,000		
会議費			
旅費交通費	2,252,940		
通信運搬費			
消耗品費	474,700		
地代家賃	514,160		
減価償却費			
保険料	5,000		
諸会費	51,000		
支払寄附金	100,000		
支払利息			
雑費	35,000		
その他経費計	4,527,800		
事業費計		4,527,800	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	150,000		
業務委託費	100,000		
旅費交通費	300,000		
印刷製本費	80,000		
通信運搬費	15,000		
雑費	20,000		
減価償却費			
支払手数料			
支払利息			
その他経費計	665,000		
管理費計		665,000	
経常費用計			5,192,800
当期正味財産増減額			869,200
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			869,200

翌年度活動予算書

特定非営利活動法人クシうれし協会
令和9年5月1日から令和10年4月30日まで
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	600,000		
賛助会員受取会費	210,000	810,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	100,000	100,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金		0	
4. 事業収益			
①事業収益	4,646,000		
②事業収益	71,000		
③事業収益	375,000	5,092,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益		0	
経常収益計			6,002,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
売上原価	250,000		
諸謝金	795,000		
印刷製本費	50,000		
会議費			
旅費交通費	2,252,940		
通信運搬費			
消耗品費	474,700		
地代家賃	514,160		
減価償却費			
保険料	5,000		
諸会費	51,000		
支払寄附金	100,000		
支払利息			
雑費	35,000		
その他経費計	4,527,800		
事業費計		4,527,800	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	150,000		
業務委託費	100,000		
旅費交通費	300,000		
印刷製本費	80,000		
通信運搬費	15,000		
雑費	20,000		
減価償却費			
支払手数料			
支払利息			
その他経費計	665,000		
管理費計		665,000	
経常費用計			5,192,800
当期正味財産増減額			809,200
前期繰越正味財産額			869,200
次期繰越正味財産額			1,678,400